平成２１年（フ）第５４３０号
東京都足立区六月２丁目33番14号
破産者　有限会社サンホーム
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４３１号
東京都足立区中央本町３丁目12―１―401
石井方
破産者　佐々木榮郎
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４３９号
神奈川県横浜市南区吉野町４丁目17番地
破産者　株式会社日本映像
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４４０号
神奈川県横浜市南区吉野町４丁目17―408
破産者　濱口　和子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４４１号
神奈川県横浜市磯子区丸山１丁目19―16―205、開始決定時の住所東京都練馬区東大泉１丁目21―11―203
破産者　濱口　隆子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６６２号
東京都板橋区赤塚８丁目７番11号
破産者　丸起商運有限会社
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６６３号
東京都板橋区高島平１丁目69―２―205
破産者　佐々木　一
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６８９号
神奈川県横浜市港北区菊名６丁目13―53―907
破産者　堀越　慎二
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７３６号
東京都品川区西品川３丁目19番６号
破産者　株式会社セブンリンクス
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７６９号
東京都港区赤坂２丁目４番１号
破産者　株式会社エムピータンク
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７８１号
茨城県北茨城市大津町1300番地の11
破産者　有限会社旭川商店
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７８２号
茨城県北茨城市大津町1300―11
破産者　俵　　史朗
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７８３号
茨城県北茨城市大津町1300―11
破産者　俵　　秀子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８２０号
東京都墨田区両国２丁目３番６号
破産者　有限会社マアル・コーポレーション
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８２１号
千葉県市川市平田２丁目８－１
破産者　大平　哲男
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８４４号
山梨県甲府市中央２丁目12番16号満寿太ビル２階
破産者　学力増進會有限会社
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８４５号
東京都日野市万願寺５丁目９－７―101
破産者　松本耕一こと　松本　功一
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８７２号
埼玉県狭山市大字堀兼788番地の４
破産者　有限会社マイクロニクス
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８７３号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団宿泊所新幸荘、開始決定時の住所東京都江東区塩浜２丁目５―16
破産者　村木　　茂
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８７４号
埼玉県所沢市大字北秋津212―９
破産者　村木　文子（旧姓上谷）
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８９８号
東京都福生市大字熊川1440―１―305
破産者　川端　文典
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９２１号
東京都練馬区貫井２丁目24―３―808
破産者　田中　耕平
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部